

別表 審査項目及び評価の方法の基準

○審査項目

審査項目	評価項目	評価の視点	配点
1 全体評価	(1) 業務内容の適格性	仕様書の内容を的確に捉えた提案となっているか。	5
	(2) 提案内容の実現性	提案内容は具体性があり、実現性があるか。 (業務フロー・工程表等の妥当性)	5
	(3) 業務内容の理解度等	業務内容の理解・知識は十分であるか。	5
2 セミセルフレジ	(1) セミセルフレジとしての使いやすさ	来庁者が使いやすく、補助することなく支払いを行うことができるか。	10
	(2) カスタマディスプレイの見やすさ	来庁者が支払額、投入金額、釣銭についてきちんと認識できるか。	10
	(3) 自動釣銭機の性能	来庁者が金銭を投入しやすい仕様となっているか。	5
	(4) 職員による操作性	直観的に操作でき、誤処理等の修正も容易に操作できるか。	10
	(5) 誤操作の防止	キャッシュレス不可の手数料等について、現金決済のみを選択できる仕様にできるか。また、誤操作防止の工夫ができるか。	5
	(6) 取消処理	返金に係る取消処理を簡単に行うことができるか。	5
	(7) 集計機能	職員側操作画面の日計・月計等及び科目ごとの集計表示が可能か。また有用なデータとして外部出力可能な集計データがあるか。	5
3 キャッシュレス決済端末	(1) 機能・規格	本市が希望するキャッシュレス決済が利用可能であるか。 クレジットカード: Visa、JCB、Mastercard 電子マネー決済: SUGOKA、nanaco、WAON コード決済: PayPay、auPay、d 払い、楽天 Pay	5
	(2) キャッシュレス決済端末の使いやすさ (来庁者)	来庁者にとってキャッシュレス決済端末機器が使いやすいものであるか。	5
	(3) キャッシュレス決済端末の使いやすさ (職員)	職員にとってキャッシュレス決済端末機器が使いやすいものであるか。	5

4 指定納付受託者制度	(1) 契約	キャッシュレス事業者との契約において、本市にとって運用しやすいものであるか。	5
	(2) 入金スケジュール	入金サイクルが本市にとって運用しやすいものであるか。	10
	(3) 手数料の支払い	決済手数料の支払い方法等が本市にとって運用しやすいものであるか。	10
5 保守・サポート・研修等	(1) 情報セキュリティ及び個人情報保護	情報セキュリティ及び個人情報保護対策が十分に図られているか。	10
	(2) 保守・保証の範囲	保守・保証は十分な内容であるか。	5
	(3) サポート窓口体制	機器の故障時のサポート体制は十分に整っているか。	10
	(4) 技術者の現地派遣	機器等に機能不良が生じた場合、迅速に対応できるか。また、作業員の派遣依頼から現地到着までに要する時間は適当か。	10
	(5) マニュアルの整備	操作する職員が理解しやすい、十分なマニュアルが作成されているか。	5
	(6) 職員研修	実務に有効であり、実践的な研修内容であるか。	5
6 独自提案・意欲評価	(1) 独自提案	本市が定める仕様書にない有益な提案があるか。また、機器に搭載されている機能を活用し、有益な業務効率化の提案がなされているか。	20
	(2) 取組意欲・信頼性	業務実施への積極的な意欲がみられ柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。	5
7 実績	(1) 業務実績	国又は地方自治体等からの同種業務及び類似業務の受注実績がある等、十分な信頼性が確認できるか。	5
8 価格評価	(1) 機器導入費	$(\text{提案価格のうち最低価格}) \div (\text{提案価格}) \times 100$	5
	(2) 機器運用保守費(月額)	$(\text{提案価格のうち最低価格}) \div (\text{提案価格}) \times 100$	10
	(3) キャッシュレス決済手数料(月額)	$(\text{提案手数料平均のうち最低手数料}) \div (\text{提案手数料平均}) \times 100$	5
評価点合計			200

○評価方法

1 評価は、セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務受託候補者選定審査会

で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。

2 審査委員1人当たり200点満点、合計1,000点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。

なお、各審査委員の採点の合計点で600点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。

3 点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

(1) 評価項目【6-(1)】の点数が高い者を受託候補者とする。

(2) (1)も同点の場合は、評価項目【8-(2)】と評価項目【8-(3)】の点数の合計が高い者を受託候補者とする。

(3) (2)も同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とする。

4 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。